

○熊本県動物の愛護及び管理に関する条例

(昭和 55 年 9 月 30 日条例第 41 号)

改正 昭和 60 年 3 月 22 日条例第 19 号 昭和 63 年 12 月 22 日条例第 41 号
平成元年 3 月 25 日条例第 23 号 平成 2 年 3 月 30 日条例第 12 号
平成 4 年 3 月 22 日条例第 24 号 平成 4 年 12 月 21 日条例第 75 号
平成 5 年 3 月 26 日条例第 19 号 平成 6 年 3 月 29 日条例第 20 号
平成 7 年 10 月 2 日条例第 53 号 平成 8 年 3 月 25 日条例第 20 号
平成 9 年 3 月 25 日条例第 16 号 平成 11 年 3 月 16 日条例第 17 号
平成 12 年 3 月 23 日条例第 9 号 平成 12 年 3 月 23 日条例第 16 号
平成 12 年 9 月 27 日条例第 73 号 平成 12 年 12 月 20 日条例第 78 号
平成 13 年 12 月 20 日条例第 56 号 平成 18 年 3 月 23 日条例第 27 号
平成 24 年 5 月 22 日条例第 43 号 平成 25 年 10 月 11 日条例第 50 号

(目的)

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)に基づき動物の愛護、適正な取扱い及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の意識の高揚、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定動物 法第 26 条第 1 項に規定する特定動物をいう。
- (2) けい留 動物を、人の生命、身体若しくは財産に害を加えるおそれがなく、かつ、逃げるおそれがないように、さく、おりその他の囲いの中で飼養し、若しくは保管し、又は人の生命、身体若しくは財産に害を加えるおそれのない場所において、固定した物に確実につないで飼養し、若しくは保管することをいう。
- (3) 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための工作物をいう。

(県の責務等)

第 3 条 県は、動物の愛護及び適正な飼養又は保管に関し、市町村と連携し、教育活動、広報活動等を通じた普及啓発その他必要な施策を実施するように努めなければならない。

2 知事は、動物の管理に関する措置について、市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

(県民の責務)

第 3 条の 2 県民は、動物が命あるものであることにかんがみ、動物の愛護及びその習性を考慮した動物の適正な取扱いに努めなければならない。

2 県民は、県が行う動物の愛護に関する施策に協力するように努めなければならない。

(動物を飼養し、又は保管する場合の遵守事項)

第 4 条 動物を飼養し、又は保管する者は、次に掲げる事項を守り、動物を適正に飼養し、又は保管するように努めなければならない。

- (1) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて、適正に給餌(じ)及び給水を行うこと。
 - (2) 動物の疾病の予防、寄生虫の防除その他の日常的な健康管理を行うこと。
 - (3) 動物の種類及び習性に応じ、適正な広さと空間をもつ飼養施設を設けること。
 - (4) 汚物、汚水及び臭気を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔にすること。
 - (5) 道路、公園、広場その他の公共の場所及び他人の土地、建物等を汚物で汚し、又は損傷することのないようにすること。
 - (6) 動物が逃げたときは、速やかに搜索し、自らの責任において収容すること。
- 2 動物を飼養する者は、畜産の用に供する場合その他の正当な理由がある場合を除き、当該動物を可能な限り終生飼養するとともに、飼養できなくなった場合には、その飼養を引き継いで行う者を自ら見つけるように務めなければならない。
- (犬を飼養し、又は保管する場合の遵守事項)

第5条 犬を飼養し、又は保管する者は、前条各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 常にけい留しておくこと。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の人を補助するために必要な訓練を受けた犬をその目的のために使用するとき。
 - イ 犬を制御できる者が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で犬を訓練し、移動させ、又は運動させるとき。
 - ウ その他、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で犬を取り扱う場合で、規則で定めるとき。
- (2) 犬を飼養し、又は保管している旨を、犬を飼養し、又は保管する場所の出入口付近で外部から見やすい箇所に表示しておくこと。

(未けい留犬の収容)

第6条 知事は、前条第1号の規定に違反してけい留されていない犬(以下「未けい留犬」という。)があると認めるときは、その職員に当該未けい留犬を捕獲させ、これを収容することができる。

2 前項の規定により未けい留犬を捕獲する職員は、捕獲しようとして追跡中の未けい留犬が、当該未けい留犬を飼養し、若しくは保管する者又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所(人の住居を除く。)に立ち入ることができる。ただし、その場所の看守者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。

3 第1項の規定により未けい留犬を捕獲する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公示等)

第7条 知事は、前条第1項の規定により収容した未けい留犬を飼養し、又は保管する者(以下この条において「収容犬飼養者等」という。)が判明したときは、期限を定め

て当該収容犬飼養者等に当該収容した未けい留犬を引き取るべき旨を通知するものとする。

- 2 知事は、収容犬飼養者等が判明しないときは、規則で定める事項を2日間公示するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により指定した期限内又は前項の公示期間満了の日の翌日までに、収容犬飼養者等が、収容した未けい留犬を引き取らないときは、これを処分することができる。

(野犬等の薬殺)

第8条 知事は、所有者のない犬又は未けい留犬(以下この条において「野犬等」という。)が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するため、緊急を要し、かつ、他の手段によることが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定めて野犬等を薬殺することができる。

- 2 知事は、前項の規定により区域及び期間を定めて野犬等を薬殺しようとするときは、当該区域及びその付近の住民に対し、あらかじめその旨を周知させるものとする。

(緊急時の措置)

第9条 特定動物を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する特定動物が飼養施設から逃げたときは、直ちに知事及び警察官にその旨を通報するとともに、当該特定動物を捕獲するなど、人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するための必要な措置をとらなければならない。

(事故発生時の措置)

第10条 特定動物又は犬を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する特定動物又は犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときは、直ちに知事に届け出なければならない。

- 2 犬を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する犬が人をかんだときは、直ちに当該犬を獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

第11条 知事は、犬が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、又は害を加えるおそれがあると認めるときは、当該犬を飼養し、又は保管する者に対し、次の各号に掲げる措置を命ずることができる。

- (1) 犬を殺処分すること。
- (2) 犬に係る飼養施設を改善すること。
- (3) 犬を飼養施設内で飼養し、又は保管すること。
- (4) 犬を人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所において、固定した物に確実につないで飼養し、又は保管すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人の生命、身体又は財産を守るために必要な措置をとること。

(報告の徴収及び立入調査)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物を飼養し、若しくは保管する者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に飼養施設その他動物の飼養若しくは保管に関係のある場所(人の住居を除く。)に立ち入り、飼養施設の規

模及び構造並びに動物の飼養若しくは保管の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(動物愛護管理員)

第13条 知事は、法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)又は第33条第1項の規定による立入検査、前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるために、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから動物愛護管理員を任命するものとする。

(飼養管理費)

第14条 第6条第1項の規定により収容された犬の返還を申請する者は、1頭1日につき300円の飼養管理費を納入しなければならない。

2 前項の飼養管理費は、申請書を受領するときに徴収する。

3 既に徴収した飼養管理費は、返還しない。

(適用除外)

第15条 この条例の規定は、熊本市の区域においては、適用しない。

(雑則)

第16条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(罰則)

第17条 第11条第1号の規定により命ぜられた措置をとらなかった者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の規定に違反して知事及び警察官に通報せず、若しくは虚偽の通報をした者又は人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを防止するための必要な措置をとらなかった者

(2) 第11条第2号又は第3号の規定により命ぜられた措置をとらなかった者

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第5条第1号の規定に違反して犬をけい留しなかった者

(2) 第10条第1項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第2項の規定に違反して犬を獣医師に検診させなかった者

(3) 第11条第4号の規定により命ぜられた措置をとらなかった者

(4) 第12条第1項の規定により求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がないのに、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第20条 第11条第5号の規定により命ぜられた措置をとらなかった者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第 21 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第 17 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
(熊本県犬取締条例の廃止)
- 2 熊本県犬取締条例(昭和 44 年熊本県条例第 27 号)は、廃止する。
(特定動物の飼養許可に関する特例)
- 3 この条例の施行の際現に特定動物を飼養し、又は保管している者で、引き続き当該特定動物を飼養し、又は保管しようとする者は、この条例の施行の日から起算して 2 月間は第 5 条第 1 項の許可を受けないで、これを飼養し、又は保管することができる。
- 4 前項の者が同項の期間内に第 5 条第 1 項の許可を申請した場合において、当該申請に係る許可又は不許可の処分が前項の期間内になされなかったときは、当該処分がなされるまでの間は、引き続き当該特定動物を飼養し、又は保管することができる。
(経過措置)
- 5 この条例の施行の際廃止前の熊本県犬取締条例第 8 条第 1 項の規定により抑留している犬は、第 11 条第 1 項の規定により収容した犬とみなす。
- 6 この条例の施行前に廃止前の熊本県犬取締条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 60 年 3 月 22 日条例第 19 号)

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 12 月 22 日条例第 41 号)

この条例は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 25 日条例第 23 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 30 日条例第 12 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 22 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附 則(平成 4 年 12 月 21 日条例第 75 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 26 日条例第 19 号)

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第 18 条第 1 項の規定は、平成 5 年 4 月 1 日以後に行われる申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年 3 月 29 日条例第 20 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 10 月 2 日条例第 53 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 25 日条例第 20 号)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第 18 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 3 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 16 日条例第 17 号)

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第 18 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 3 月 23 日条例第 9 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 23 日条例第 16 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 9 月 27 日条例第 73 号)

この条例は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 20 日条例第 78 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 20 日条例第 56 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 2 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11 年熊本県条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(熊本県手数料条例の一部改正)

- 3 熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 18 年 3 月 23 日条例第 27 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11 年熊本県条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 24 年 5 月 22 日条例第 43 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11 年熊本県条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

別表中第 64 号を削り、第 65 号を第 64 号とし、第 66 号から第 69 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成 23 年熊本県条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表の改正規定中「第 69 号」を「第 68 号」に改める。

附 則(平成 25 年 10 月 11 日条例第 50 号)

この条例は、公布の日から施行する。